

平成 2 5 年度 (No. 3)

# 監 査 結 果 報 告 書

定 期 監 査  
財 政 援 助 団 体 監 査  
公の施設の指定管理者監査  
出 資 団 体 監 査

旭 川 市 監 査 委 員

旭 監 第 175 号  
平成26年3月31日

旭 川 市 長	西 川 将 人 様
旭 川 市 議 会 議 長	三 井 幸 雄 様
旭 川 市 教 育 委 員 会 委 員 長	金 丸 浩 一 様

旭 川 市 監 査 委 員	武 田 滋
旭 川 市 監 査 委 員	中 島 孝 志
旭 川 市 監 査 委 員	能 登 谷 繁
旭 川 市 監 査 委 員	中 村 徳 幸

### 監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

# 目 次

## 第 1 定期 監 査

1	監査の対象部局及び実施期間	1
2	監 査 の 範 囲	1
3	監 査 の 方 法	2
4	監 査 の 結 果	3

## 第 2 財 政 援 助 団 体 監 査

1	監査の対象団体及び実施期間	7
2	監 査 の 範 囲	7
3	監 査 の 方 法	7
4	監 査 の 結 果	7

## 第 3 公の施設の指定管理者監査

1	監査の対象団体及び実施期間	9
2	指 定 期 間 等	9
3	監 査 の 範 囲	9
4	監 査 の 方 法	9
5	監 査 の 結 果	9

## 第 4 出 資 団 体 監 査

1	監査の対象団体及び実施期間	11
2	監 査 の 範 囲	11
3	監 査 の 方 法	11
4	監 査 の 結 果	11

# 第 1 定 期 監 査

## 1 監査の対象部局及び実施期間

対 象 部 局	期 間
総 合 政 策 部	平成25年12月 2 日 ~ 平成26年 3 月14日
市 民 生 活 部	
福 祉 保 険 部	
保 健 所	
環 境 部	
土 木 部	
社 会 教 育 部	
議 会 事 務 局	

## 2 監 査 の 範 囲

平成25年 4 月 1 日から平成25年10月31日までに執行された次の事項を監査の範囲とした。

### ○ 総合政策部

- (1) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務，報酬，報償費，負担金を対象とした。

### ○ 市民生活部

- (1) 収入に関する事務…永山支所の現金取扱事務を対象とした。
- (2) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務，賃金を対象とした。
- (3) 財産管理に関する事務…部共通で備品管理事務を対象とした。

### ○ 福祉保険部

- (1) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務を対象とした。

○ 保健所

(1) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務を対象とした。

○ 環境部

(1) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務を対象とした。

○ 土木部

(1) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務を対象とした。

○ 社会教育部

(1) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務，負担金を対象とした。

(2) 財産管理に関する事務…部共通で備品管理事務を対象とした。

○ 議会事務局

(1) 支出に関する事務…部共通で補助金交付事務を対象とした。

### 3 監査の方法

監査対象部局から提出された資料をもとに，当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかについて，それぞれの書類を試査により照合，関係職員へ質問をするなど必要な方法を取り監査を実施した。

なお，地方自治法第199条の2の規定に基づき，議会事務局の監査において，政務活動費に係る監査については能登谷繁監査委員及び中村徳幸監査委員を除斥した。

## 4 監査の結果

監査対象部局別の結果は以下のとおり、収入に関する事務は適正に処理されていると認められたが、支出及び財産管理に関する事務については、一部の部局を除いて不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘、指導を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、今年度は補助金交付事務を重点項目として監査を実施したところであるが、補助金の交付決定及び額の確定において、補助対象外となる経費を補助対象経費としていたもの、補助金交付要綱等で提出を求めている書類が添付されていなかったものや記載内容に誤りがあった書類をそのまま受理していたもの、補助要件の審査が不十分であったものなどが見受けられたことから、補助金の交付に当たってはその根拠である要綱等を再確認した上で、適切かつ厳正な事務処理の執行に努められたい。

### ○ 総合政策部

#### (1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

### ○ 市民生活部

#### (1) 収入に関する事務

特に指摘事項なし。

#### (2) 支出に関する事務

ア 臨時的任用職員の賃金の支給において、勤務日数及び時間数の集計を誤ったことにより1件270円が過払いのもの、また、通勤手当の支給が漏れていたことにより1件3,709円が未払いのものがあった。(市民生活課、東鷹栖支所)

#### (3) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

- ・市民委員会活動補助金は、市民委員会ごとの均等割に構成世帯数に応じた世帯数割

を加えた額によって補助金額が算定されるが、世帯数割の算定根拠となる各市民委員会から提出を受けた加入世帯数調書について、加入世帯数の内訳と合計が一致しないもの等の書類上の不備があるまま受理し、補助金の交付額を確定しているものが見受けられたが、こうした不備は額の算定に影響を及ぼすおそれがあることから、審査時における部内でのチェック体制の強化を図られたい。

## ○ 福 祉 保 険 部

### (1) 支出に関する事務

ア 旭川保護会運営費補助金に関わり、補助金交付要綱に定める補助対象経費である継続保護事業費について、補助金交付申請書に添付された収支予算書では、現金の支出を伴わない費用である減価償却費が計上されていることから、適正な補助金交付額の算定となるよう要綱で定める補助対象経費の見直しを検討されたい。

(福祉保険課)

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・高齢者いこいの家運営費補助金で、旭川市「高齢者いこいの家」運営費等補助要綱で定める補助対象者の要件である利用日数及び平均利用者数について、申請内容の確認や交付決定理由の記載が十分でないものが見受けられたことから、より適正な補助金交付事務となるよう厳正な審査に努められたい。

## ○ 保 健 所

### (1) 支出に関する事務

ア 精神障害者団体大会等補助金の交付決定において、交付要綱で補助対象とされていない懇親会費等の経費を補助対象経費としていた。

なお、結果として交付決定額に影響はなかった。

(健康推進課)

## ○ 環 境 部

### (1) 支出に関する事務

ア 個人住宅用新エネ設備等導入促進補助金交付要綱では、申請者は交付決定前に着工してはならないとされているが、完了報告を受けた際に着工日の確認が行われていないことから、確認の方法を検討されたい。

(環境保全課)

イ 個人住宅用新エネ設備等導入促進補助金交付要綱では、完了報告書の提出は設置工事等の完了日から起算して30日以内とされているが、建物引渡日から起算しているものが多数見受けられたことから、実態と要綱との整合性を図るよう検討されたい。  
(環境保全課)

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・浄化槽設置整備事業補助金において、補助金の交付を受けようとする者は、申請書に浄化槽法の規定に基づく審査期間である10日間を経た浄化槽設置届出書の写しを添付し、提出することとしているが、当該期間を経過していない申請を受理し、交付決定をしていたことについて、平成20年度の定期監査でも指摘されており、周知徹底を行った旨の措置報告をしていたにもかかわらず、今回同様の不備が多数見受けられたことから、補助金の交付に当たっては、関係法令等を熟知の上、事務処理についても精査するとともに、事務引継ぎの徹底及びチェック体制の強化を図ることにより、慎重かつ厳正に行われるよう強く望むものである。

## ○ 土 木 部

### (1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・街路灯設置補助金に関わり、旭川市街路灯設置補助金交付規則で定める補助金交付申請書の様式には、交付を受けようとする補助金の額を記載する欄がなく、申請者が必要とする補助金の額が明らかでないほか、同規則で定める補助の対象としない条件について、更新前の電灯の設置年度等に係る確認の記録がされていないことから、公正性や透明性を確保し、より適正な補助金の交付事務となるよう必要な見直しを検討されたい。

## ○ 社 会 教 育 部

### (1) 支出に関する事務

ア 第34回バーサーロペット・ジャパン開催に係る負担金の交付決定において、負担対象経費から控除すべき参加料収入について控除していなかった。

なお、結果として交付決定額に影響はなかった。  
(スポーツ課)

イ 文化芸術関係全国大会等派遣費補助金の交付に当たり、補助金交付申請書に添付された収支予算書に他の団体等からの補助金等の収入が計上されているが、当該収入の取扱いが定められていないために、補助対象経費から控除するかどうかを検討しないまま補助金額を算定していたことから、補助対象経費から控除すべき財源の範囲や取扱いを明確にするよう補助金交付要綱の見直しを検討されたい。

(文化振興課)

(2) 財産管理に関する事務

ア 市が所有する物品を団体が使用することについて、旭川市所有物品の貸付事務取扱要領に基づく貸付けに必要な手続が行われていなかった。(社会教育課)

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・文化芸術活動推進補助金において、実績報告書に添付された領収書等の写しに宛先や用途の記載がないものが見受けられたことから、より適正な補助金の執行となるよう提出された書類の厳正な審査に努められたい。

○ 議 会 事 務 局

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

## 第 2 財政援助団体監査

### 1 監査の対象団体及び実施期間

対 象 団 体	財政援助の内容	金額(円)	期 間
北の恵み食べマルシェ 実行委員会	北の恵み食べマルシェ開催負担金	53,400,000	平成25年12月2日 ～ 平成26年3月14日

### 2 監 査 の 範 囲

平成24年度における財政援助に係る出納その他の事務

### 3 監 査 の 方 法

財政援助を行った関係部局及び監査対象団体から提出された資料に基づき、団体の事務事業の実施状況を聴取し、主に補助金の申請から収支の精算に至るまでの事務について、関係諸帳簿及び書類を試査により照合するなど必要な方法を取り監査を実施した。

### 4 監 査 の 結 果

財政援助団体の補助金に係る事務について監査した結果、補助の目的に則して処理されていたものの、事務処理上の不備不適事項が見受けられた。

結果は以下のとおりであり、今後とも補助による効果を確認するとともに、指摘を受けたことにも十分留意しながら、より適正な補助事業の執行に努められたい。

## ○ 北の恵み食べマルシェ実行委員会

### (1) 団体に関する事項

ア 前売り商品券及び売上金の管理について、当団体における販売枚数や売上金等は受払簿を整備して管理しているものの、出店者との換金業務等の受託者に保管させている商品券については、保管枚数を把握できない状況となっていることから、全体の保管状況を明らかにするほか、当該受託者に商品券を保管させることの必要性を含め慎重かつ厳正に管理する方策を講じるよう検討されたい。

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

- ・道北地域の市町から収入している負担金の一部について、負担根拠や収入区分の考え方が整理されていないことから、必要に応じて規約等を整備するほか適切な区分により経理するよう検討されたい。

- ・当団体の規約では、事業計画、収支予算、事業報告、決算などを総会に付議して決定するとしているが、会議の成立要件や決定要件について規定がないことから、総会は意思決定機関で重要な議決事項があることに留意し、規約を整備するよう検討されたい。

### 第 3 公の施設の指定管理者監査

#### 1 監査の対象団体及び実施期間

対 象 団 体	対 象 施 設	期 間
財団法人 旭川市体育協会	総合体育館	平成25年12月2日 ～ 平成26年3月14日

#### 2 指 定 期 間 等

指 定 期 間	委 託 金 額	利用料金制の適用
平成23年4月1日 ～ 平成26年3月31日	平成24年度 109,164,720円	無

#### 3 監 査 の 範 囲

平成24年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務

#### 4 監 査 の 方 法

対象施設を所管する関係部局及び監査対象団体から提出された資料に基づき、公の施設の管理に係る事務事業の実施状況を聴取し、主に指定の手続から当年度の事業報告書の点検に至るまでの事務について、関係諸帳簿及び書類を試査により照合するなど必要な方法を取り監査を実施した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、中島孝志監査委員を除外した。

#### 5 監 査 の 結 果

公の施設の管理に係る事務について監査した結果、以下のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも公の施設の管理に当たっては、指摘を受けたことにも十分留意しながら、より適正な管理に努められたい。

## ○ 財団法人 旭川市体育協会

### (1) 団体に関する事項

ア 事業報告書の管理に係る経費の収支状況において、法人業務に係る経費との区分が明らかでない経費が計上されているほか、一部の事業に係る経費で収支状況に計上しているものとしていないものが見受けられたことから、管理運営に係る会計区分について独立した区分経理が行われるよう経理方法の見直しを検討されたい。

イ 事業報告書の管理に係る経費の収支状況において、消費税及び法人市民税は法人全体の納税額から指定管理者業務相当分を支出額に応じた案分計算により計上することとしているが、計算を誤っていること、また、こうした計算方法を採用する根拠も不明確であることから、管理経費を適正に表示するよう計上の在り方について検討されたい。

### (2) 所管部局（社会教育部）に関する事項

ア 指定管理者から物品の異動について報告があったにもかかわらず、備品一覧表の更新など必要な手続を行っていないものがあったことから、必要な措置を講じるとともに貸与物品等の管理を徹底されたい。

イ 特定の団体が利用団体事務室・会議室を専ら当該団体の事務室として使用する場合や、指定管理者が総合体育館の事務室を法人の事務室として使用する場合には行政財産の使用許可が必要であるが、手続がないまま使用させていることから早急に必要な措置を講じられたい。

ウ 事業報告書の管理に係る経費の収支状況について、管理運営に係る経費が適切に計上されているとは言えない状況が見受けられたが、これは基本協定書において区分経理の明確化を定めていないことや業務仕様書に定めるスポーツ普及振興の取組や旭川市等が関与するスポーツ事業に対する支援などの内容が明確でないことに起因するものと考えられ、また、収支状況に計上されている経費の内容を所管部局が十分に把握できていないことは問題であることから、指定管理業務の業務内容等の明確化を図るとともに履行確認等の在り方について検討されたい。

## 第4 出資団体監査

### 1 監査の対象団体及び実施期間

対象団体	出資率(%)	期間
財団法人旭川市水道協会	43.5	平成25年12月2日 ～ 平成26年3月14日

### 2 監査の範囲

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業に係る出納その他の事務

### 3 監査の方法

資本金を出資した関係部局及び監査対象団体から提出された資料に基づき、団体の事務事業の実施状況を聴取し、平成24年4月1日から平成25年3月31日までについて、関係諸帳簿及び書類を試査により照合するなど必要な方法を取り監査を実施した。

### 4 監査の結果

提出された関係諸帳簿及び書類に基づき、団体の事業に係る出納その他の事務について監査を行った結果、以下のとおり不備不適事項が見受けられた。

今後とも団体の事業実施に当たり、本監査結果について十分留意するとともに、設立目的に沿った適切な事務の執行に努められたい。

## ○ 財 団 法 人 旭 川 市 水 道 協 会

### (1) 団体に関する事項

ア 市水道局からの受託業務について、契約書で業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ承諾を得なければならないとされているが、承諾を得ないまま再委託しているものがあつた。

イ 決算報告書について、収支計算書では資金の増減を伴わないものを含めて表示していたこと、貸借対照表では、仮勘定を適当な科目で表示していなかったこと、指定正味財産として表示すべきものを一般正味財産として表示していたこと、附属明細書の賞与引当金の明細では、当期の積立額及び取崩額を表示していなかったことから、財務内容がより明瞭となるよう、これらの表示について見直しを検討されたい。

なお、意見、要望事項として次の点について申し述べるものである。

・当団体は、市の第三セクター等に対する行政の関与の方針に基づき、市から事業報告等を可能な限りホームページに掲載することにより公開するよう求められているが、平成24年度の事業報告等は平成26年3月に当団体のホームページに掲載されていたことから、業務運営の透明化・適正化を図るため、今後は速やかに公開するよう努められたい。

## 監査対象団体の概要

### 1 設立目的及び事業内容

#### (1) 設立目的

旭川市と近隣市町における上下水道事業の円滑な普及と安定供給に資するための適正かつ合理的な維持管理を行うため必要な事業を行い、もって住民の公衆衛生と福祉の向上並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### (2) 事業内容

- ア 上下水道事業に係る調査研究及び普及宣伝に関する事業
- イ 上下水道施設給排水設備に関する技術者及び技能者の養成に必要な教育及び指導訓練に関する事業
- ウ 簡易専用水道に係る検査に関する事業
- エ 公共団体又は公共的団体から委託を受けて行う上下水道に関する事業
- オ その他目的を達成するために必要な事業

### 2 財団基本財産

11,500,000円（うち旭川市出資5,000,000円 出資率43.5%）

### 3 役職員数（平成25年3月31日現在）

役員理事 9人（うち理事長1人，副理事長2人）  
 監事 2人  
 評議員 9人  
 職員 85人（うち嘱託32人，臨時28人）

### 4 平成24年度の事業実績

#### (1) 公益事業

区分	事業内容	事業費（円）
普及宣伝事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第42回旭川市下水道月間行事に伴う業務                      下水道いろいろコンクール表彰式・記念品贈呈                      実施日 平成24年10月11日（ロワジュールホテル旭川）                      下水道いろいろコンクール優秀作品展示会場設営                      展示期間 平成24年10月13日・14日                      （イオンモール旭川西店）                      平成24年10月23日～31日（旭川信用金庫本店）</li> <li>・石狩川・忠別川浄水場の施設見学対応等業務                      実施期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日                      （石狩川浄水場・忠別川浄水場）</li> <li>・地域イベントへの協力                      第22回石狩川フェスティバル会場の飲用水装置設営                      実施日 平成24年7月8日</li> <li>・ボランティア活動への参加等                      環境浄化及びこども110番のボランティア活動の実施</li> </ul>	2,415,227

## (2) 収益事業

区 分	事 業 内 容	事業費(円)
水道局受託事業	上下水道受託業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道検針ほか管理等業務</li> <li>・水緑施設ほか管理点検業務</li> <li>・神居町神居古潭漏水調査業務</li> <li>・神居町西丘漏水調査業務</li> <li>・神居町西丘その2漏水調査業務</li> <li>・神居町西丘その3漏水調査業務</li> <li>・神居町豊里漏水調査業務</li> <li>・見本林排水樋門ほか1箇所水位監視等業務</li> <li>・見本林排水樋門ほか2箇所水位監視等業務</li> </ul>	318,478,262
簡易専用水道 検査事業	対象市町村 旭川市及び他22市町村の給水区域内 実施期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日 検査件数 323件 簡易検査 67件(市内61件,市外6件) 一般検査256件(市内236件,市外20件)	2,423,346
給排水設備竣 功図作成・断 水等告知事業	市水道局指定店等との関連業務	914,962
近隣市町受託 事業	鷹栖町漏水調査業務委託(鷹栖町) 管路図補正業務委託(鷹栖町) 緊急漏水調査業務(鷹栖町) 南町送水管漏水調査業務委託(東神楽町)	1,608,013
収 益 事 業 計		323,424,583
公 益 ・ 収 益 事 業 計		325,839,810

## 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

単位:円

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益			
基本財産受取利息	2,882	3,450	△ 568
基本財産運用益計	2,882	3,450	△ 568
② 事業収益			
普及宣伝事業収益	435,000	475,000	△ 40,000
水道局受託収益	365,124,480	290,935,000	74,189,480
簡易専用水道検査収益	2,958,500	2,959,500	△ 1,000
給排水設備竣工図作成・断水等告知受託収益	1,097,400	1,156,252	△ 58,852
近隣市町受託収益	4,750,000	4,550,000	200,000
事業収益計	374,365,380	300,075,752	74,289,628
③ 雑収益			
受取利息	4,799	6,727	△ 1,928
雑収益	301,665	341,395	△ 39,730
雑収益計	306,464	348,122	△ 41,658
(2) 経常費用			
① 事業費			
給料手当	163,376,672	153,357,827	10,018,845
賃金	64,538,507	41,851,857	22,686,650
賞与引当金繰入額	7,648,000	7,333,000	315,000
法定福利費	34,393,066	29,493,082	4,899,984
福利厚生費	1,922,434	1,622,202	300,232
退職給付費用	6,037,200	3,138,658	2,898,542
旅費交通費	2,940,741	2,894,300	46,441
消耗品費	9,761,939	4,859,279	4,902,660
什器備品費	5,819,503	796,105	5,023,398
通信運搬費	1,737,204	1,469,931	267,273
印刷製本費	335,400	180,000	155,400
賃借料	1,735,359	1,875,321	△ 139,962
手数料	467,760	325,622	142,138
修繕費	645,420	634,387	11,033
委託費	17,276,641	4,198,980	13,077,661
負担金	556,550	284,316	272,234
車輜管理費	8,071,155	5,878,551	2,192,604
報償費	497,500	301,220	196,280
食糧費	1,822	1,011	811
雑費	637,137	419,563	217,574
事業費計	328,400,010	260,915,212	67,484,798

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
② 管 理 費			
役 員 報 酬	4,300,000	4,300,000	0
給 料 手 当	16,919,985	13,300,230	3,619,755
賞 与 引 当 金 繰 入 額	689,600	677,000	12,600
法 定 福 利 費	3,385,884	2,657,070	728,814
福 利 厚 生 費	247,357	168,578	78,779
退 職 給 付 費 用	905,974	3,977,304	△ 3,071,330
会 議 費	77,976	106,500	△ 28,524
交 際 費	37,905	40,000	△ 2,095
慶 弔 費	53,305	50,000	3,305
旅 費 交 通 費	450,526	511,678	△ 61,152
消 耗 品 費	883,583	791,293	92,290
建 物 減 価 償 却 費	203,972	221,045	△ 17,073
車 輛 運 搬 具 減 価 償 却 費	4,452,643	2,341,010	2,111,633
什 器 備 品 減 価 償 却 費	1,138,551	877,849	260,702
ソ フ ト ウ ェ ア 減 価 償 却 費	405,000	405,000	0
リ ー ス 資 産 減 価 償 却 費	1,241,152	538,272	702,880
什 器 備 品 費	454,910	208,524	246,386
通 信 運 搬 費	351,238	320,099	31,139
印 刷 製 本 費	242,781	122,081	120,700
光 熱 水 料 費	1,193,100	1,211,790	△ 18,690
賃 借 料	4,911,312	5,482,740	△ 571,428
食 糧 費	14,362	14,381	△ 19
手 数 料	690,924	1,875,371	△ 1,184,447
修 繕 費	336,446	117,700	218,746
委 託 費	897,879	822,926	74,953
負 担 金	841,756	353,998	487,758
寄 付 金	0	20,000	△ 20,000
車 輛 管 理 費	19,883	4,540	15,343
租 税 公 課 費	631,950	221,350	410,600
雑 費	116,648	267,678	△ 151,030
管 理 費 計	46,096,602	42,006,007	4,090,595
経 常 費 用 計	374,496,612	302,921,219	71,575,393
当 期 経 常 増 減 額	178,114	△ 2,493,895	2,672,009

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 過年度損益修正益	0	0	0
経 常 外 収 益 計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 固定資産売却損	0	24,948	△ 24,948
② 固定資産除却損	11,800	5,461	6,339
経 常 外 費 用 計	11,800	30,409	△ 18,609
当 期 経 常 外 増 減 額	△ 11,800	△ 30,409	18,609
税引前一般正味財産増減額	166,314	△ 2,524,304	2,690,618
法人税，住民税及び事業税	121,200	0	121,200
当期一般正味財産増減額	45,114	△ 2,524,304	2,569,418
一般正味財産期首残高	43,020,402	45,544,706	△ 2,524,304
一般正味財産期末残高	43,065,516	43,020,402	45,114
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	43,065,516	43,020,402	45,114

## 貸借対照表

平成25年3月31日現在

単位:円

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金・預金	45,004,382	43,243,062	1,761,320
未収金	39,281,869	37,392,740	1,889,129
前払金	85,050	522,850	△ 437,800
仮払金	30,000	10,000	20,000
流動資産合計	84,401,301	81,168,652	3,232,649
<b>2. 固定資産</b>			
(1) 基本財産			
基本財産合計	11,500,000	11,500,000	0
(2) 特定資産			0
特定資産合計	0	0	0
(3) その他の固定資産			
賃借建物改装	1,257,022	1,460,994	△ 203,972
車輻運搬具	4,793,916	2,611,609	2,182,307
什器備品	3,948,262	3,382,893	565,369
ソフトウェア	699,975	1,104,975	△ 405,000
リース資産	4,883,366	967,638	3,915,728
電話機器	74,984	74,984	0
リサイクル預託金	133,480	113,080	20,400
その他の固定資産合計	15,791,005	9,716,173	6,074,832
固定資産合計	27,291,005	21,216,173	6,074,832
資産合計	111,692,306	102,384,825	9,307,481
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
預り金	4,590,814	3,861,397	729,417
未払金	17,058,772	15,877,194	1,181,578
賞与引当金	8,337,600	8,010,000	327,600
仮受金	14,700	0	14,700
未払法人税等	121,200	0	121,200
流動負債合計	30,123,086	27,748,591	2,374,495
<b>2. 固定負債</b>			
長期未払金	5,155,542	998,844	4,156,698
退職給付引当金	33,348,162	30,616,988	2,731,174
固定負債合計	38,503,704	31,615,832	6,887,872
負債合計	68,626,790	59,364,423	9,262,367
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
<b>2. 一般正味財産</b>	43,065,516	43,020,402	45,114
(うち基本財産への充当額)	(11,500,000)	(11,500,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	43,065,516	43,020,402	45,114
負債及び正味財産合計	111,692,306	102,384,825	9,307,481